

調達件名:「次期消費者庁LANに係る設計・構築、機器賃貸借・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務一式」

(様式4)

項 目	頁 番 号	行 番 号	項 目	種 別	質 問 等	理 由	回 答
1	要件定義書 P25	表3-8	性能要件	1	「以下のメールを庁内向けに送信した場合に、グループウェア全体の性能に影響が出ないようする」について、「非機能要件を充足すること」と理解して問題ないでしょうか。	見積り根拠とするため。仕様を明確化することにより、過剰な仕様を防止し公平性を図ることができます。	ご認識のとおりです。問題ありません。
2	要件定義書 P40	13	要件定義 行政端末(シンクライアント)	1	「組込システム用OS」は「シンクライアント機能を提供するOS」と読み替えてよいでしょうか。	実現性を高めるため。検疫機能を実現するには現在規定されているOS群に対応する製品がありません。端末内にデータ保持することを制限する機能があるOSであればセキュリティを確保し、実現性が高まります。	ご認識のとおりです。問題ありません。 ご意見を受け、以下のように修正いたします。 「組込システム用OS」⇒「シンクライアント機能を提供するOS」
3	別紙2	16		1	「OSのパッチ、アプリケーションのインストール・アップデートを仮想PCに対して一括・個別配布ができること。」「OSのパッチ、アプリケーションのインストール・アップデートを仮想PCに対して一括配布ができること。また、アプリケーションのインストール・アップデートを仮想デスクトップの雛形(マスターイメージ)に適用せず、個別のユーザ・ユーザグループに、配信可能なこと。その際、該当アプリケーションは配信対象の各仮想デスクトップ上で実行されること」という理解で問題ないでしょうか。	実現性を高めるため。仮想デスクトップの作成方式によってはOSのパッチ適用は仮想PCに対して個別適用することはできません。マスターイメージの乱立を避け、管理効率を維持するため、マスターイメージへのアプリケーションのインストール・アップデートは行うことなく、個別に管理する方法を検討することが望ましいと考えます。	ご認識のとおりです。問題ありません。 「仮想PC」、「仮想端末」の用語が混在しているため、以下のように修正いたします。 「仮想PC」を「仮想端末」に統一します。
4	別紙2	17		1	「サーバ上の各仮想PCにリソース割当を動的に変更ができること。」「とは「仮想PCが稼働している物理サーバのリソース負荷が高くなった際に、仮想PCをリソースに余裕のある物理サーバへ動的に移動すること」を指しておりますでしょうか。	見積り根拠とするため。仕様を明確化することにより、公平性を図ることができます。	ご認識とは異なります。 「サーバ上の各仮想PCにリソース割当を動的に変更ができること。」「とは「仮想PCのメモリ、ストレージを個別に動的に変更できる」という意味です。 判りにくいため、以下のように修正いたします。 「ボリュームの動的な拡張ができること。動的な縮小ができることとおなじ。」
5	別紙2	463		1	仮想デスクトップ機能の個人プロファイルのデータはバックアップ対象に含まない理解でよいでしょうか。永続的に保管するデータはファイルサーバに保存しているため、ファイルサーバをバックアップ対象としてしています。	見積り根拠とするため。仕様を明確化することにより、公平性を図ることができます。	ご認識とは異なります。 個人プロファイルはバックアップの対象です。
6	17	—	要件定義 書本紙	1	表2-1迷惑メール追放支援システム用ゲートウェイ機能『個別システムである「迷惑メール追放支援システム」と連携し、検知用にあらかじめ登録されたアドレス宛の外部からのメールにおいて、迷惑メールの検知、駆除、隔離を行う機能を提供する。また、「迷惑メール追放支援システム」で特定した迷惑メール業者への指導メール等を転送する機能も提供する。』『…特定した迷惑メール業者への指導メール等の転送する機能』とありますが、指導メールは定型のものを用意されており、それを迷惑メール業者へ転送するという理解でよいでしょうか。	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、要件が不明確なため、表2-1項番34の要件を削除いたします。
7	38,39	31,13	要件定義 書本紙	1	無線LANコントローラ『行政端末(シンクライアント、ファットクライアント)は全て、無線LAN経由でネットワークに接続する運用のため、無線LANコントローラは、必要な台数を用意すること。』『無線LANアクセスポイント『行政端末(シンクライアント、ファットクライアント)は全て、無線LAN経由でネットワークに接続する運用のため、無線LANアクセスポイントは、必要な台数を用意すること。』『無線LAN経由でネットワークに接続する運用との記載ですが、行政端末では、有線LANは常時使用しない運用ということでしょうか。	無線LANアクセスポイントの設置場所及び必要台数等を明確にするためです。	貴見のとおり、現行の仕様書には、機器の台数を見積る使用量不足しているため、 仕様書 第10章第3節 事業者が閲覧できる資料一覧表に「消費者庁舎のレイアウト」、「徳島オフィスのレイアウト」、「国会控室のレイアウト」 を追加いたします。無線LANアクセスポイントの設置場所および必要台数については、当該資料を基にご提案をお願い致します。
8	51	13	要件定義 書本紙	1	1回線に係る要件(1)拠点間のネットワーク要件アWAN回線(主系回線)とIP-VPN(副系回線)(I)主系回線については、以下のサービス品質保証(SLA:ServiceLevelAgreement)が適用されていること。『①指定する区間においてIPパケットの往復転送時間の月間平均値が35ms以内であること。』との記載がありますが、「指定する区間」とは、回線事業者の網内区間という認識でよろしいでしょうか。	拠点間のネットワーク要件を正確に理解するためです。要件定義書には「指定する区間」の内容が記載されておりません。回線事業者のSLAは、一般的に網内遅延時間を対象としています。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下のように修正いたします。 (I) 主系回線については、以下のサービス品質保証(SLA:Service Level Agreement)が適用されていること。 ① 回線事業者の網内区間においてIPパケットの往復転送時間の月間平均値が35ms以内であること。 ② 障害通知時間が30分以内であること。 ③ 障害通知後、障害回復時間が1時間未満を目標とすること。 ④ 網内の月間稼働率が99.99%以上であること。
9	52	11	要件定義 書本紙	1	モバイル回線『広域イーサネット網またはIP-VPN網に直接接続すること。』別紙4次期システム全体構成図より、利用者はモバイル回線を自宅・出張先等からシンクライアントで使用し、インターネット経由のVPN接続によりアクセスすると理解しています。一方で、上記記載よりインターネットには接続しないと解釈していますが、どちらを正として理解すればよいのかご教示ください。	モバイル回線の要件を正確に理解するためです。要件定義書本紙と別紙4で不整合が生じています。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下を削除いたします。 第3編第11章第4節1のウの(イ) 『広域イーサネット網またはIP-VPN網に直接接続すること。』
10	2	126	要件定義 書別紙2 機能一覧	1	プロキシサーバ機能『仮想デスクトップ等に対して、ログオン機能を提供すること。』ログオン機能とは、プロキシサーバの単独機能ではなく、AD等の認証サーバと連携することにより実現できるユーザ認証との理解でよいでしょうか。	要件を明確にするためです。	ご認識のとおりです。問題ありません。
11	4	204	要件定義 書別紙2 機能一覧	1	リモートアクセス機能『任意の時間無操作状態であった場合に、自動でログオフ可能なこと。』自動ログオフの対象は、モバイルデバイス(スマホ等)自体からのログオフでしょうか。それとも、専用ブラウザ(専用アプリケーション)からのログオフでしょうか。	要件を明確にするためです。	『任意の時間無操作状態であった場合に、自動でログオフ可能なこと。』の要件を満たせば、どちらの方式でも問題ありません ご提案の範囲と考えております。
12	5	251	要件定義 書別紙2 機能一覧	1	メールマガジン配信機能『管理機能画面には消費者庁及び消費者庁が指定する者以外がアクセスできないように適切なアクセスコントロールが設定できること。最低限以下の機能は実施できること。-特定のホストからのアクセスを拒否する。-特定のホストのみからのアクセスを許可する。-自動的に別のURLにリダイレクトする。-エラー発生時に表示されるページを指定する。』『エラー発生時に表示されるページを指定する。』との要件について、具体的には、どのようなページを想定されておられるのでしょうか。(ex.エラー内容を表示させる。Sorryページのような事前に用意している画面を表示させる。等々)	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下を削除いたします。 「エラー発生時に表示されるページを指定する。」
13	—	—	要件定義 書別紙3 情報・データ一覧	1	移行対象外のシステムについて別紙3の「データ移行方式」にて④(移行を行わない)と記載されているシステムについては、廃止もしくは現行システムのまま稼働するなど、調達範囲外という認識でよろしいでしょうか。もしくはサーバリソースとしては確保が必要でしょうか。	基盤の構成を組む上で要求リソースを明確にするためです。	ご認識とは異なります。 「データ移行方式④(移行を行わない)」とは、 ・サーバの構築は行う ・データは、現行システムと互換性がある等、移行可能であれば移行し、互換性がない場合は、移行せず0スタートする という意味です。
14	—	—	—	4	「仕様書(案)」と「別紙10個人情報の取扱いに関する特記事項」、「別冊要件定義書」に行番号の付記をご検討頂けないでしょうか。	指定箇所を明確に示し、齟齬をなくすためです。	貴見を承りましたが、現在の記載の通りとします。
15	43	2	第2節、 5、 (1) ウ (イ)①	1	行政端末(シンクライアント)から直接出力できることとありますが、行政端末(シンクライアント)に出張用小型プリンタをUSB接続し、サーバーからリダイレクト印刷するという認識でよろしいでしょうか。	行政端末(シンクライアント)から直接印刷することが難しいため。	ご提案の方式でも要件を満たしています。 行政端末に接続したプリンタから出力できれば方式は問いません
16	42	34	第2節、 5、 (1) ウ (ア)⑩	1	弊社にて「TEC値:1.6KWh以下」を満たす製品がございませんので、「TEC値:2.80KWh」に緩和をお願いいたします。	要件を緩和することで、機器選定の幅を広げるため	共通要件に『機器については、国際エネルギースタープログラム適合製品を導入することが望ましい。』としているため、ご意見を受け、第11章第2節5(1)ウ(ア)⑩の記載を削除します。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
17	43	5	第2節.5. (1)ウ (イ)④	1	弊社提案機器において、「本体寸法は、W350×D185×H85mm以下であること。」を満たす製品がございませんので、「本体寸法は、W365×D190×H85mm以下であること。」に緩和をお願いいたします。	要件を緩和することで、機器選定の幅を広げるため	貴見のとおり、製品選定の幅を広げるため、以下のように変更します。 『本体寸法は、W365mm×D200mm×85mm以下であること。』
18	要件定義書 P23 表3-6	項番3	メールマガジン配信数	4	メールマガジン配信機能の1ヶ月あたりの通数についてご教示願います。	メールマガジン配信機能のサイジングに必要なため。	メールマガジンの消費者向けの通知実績は、以下のようになっています。 ＜＜平成29年10月実績。エラー通知を除く＞＞ 発信件数:104件 発信通数(購読者宛の延べ通数):186,912通
19	要件定義書 P23 表3-6	項番4	リモートアクセス機能	4	同時接続数とは別に、本機能を利用する可能性のあるユーザー数およびデバイス数の最大数をご教示ください。	同時接続数と最大利用数を基に構成を検討する必要があるため。	同時接続数＝最大利用者数とお考えください 判りにくいので、表3-6に追記いたします。
20	要件定義書 P38	9	IP電話台数	4	＜要件定義書記載事項＞ 第11章情報システム稼働環境に関する事項第2節ハードウェア要件 4ネットワーク機器に係る要件(6)IP電話用エッジハブ(島ハブ) 本庁、徳島オフィスそれぞれのIP電話台数をご教示願います。	IP電話用エッジハブ(島ハブ)の導入台数に関わるため。	事業者が閲覧できる資料として『現行システムの機器設置台数』を提供いたします。参考にしてください。
21	要件定義書 P40 表3-1	項番1～11	導入台数の内訳	4	「表3-11行政端末及び周辺機器等の一覧」に記載の台数のうち、設置場所として本庁を想定しているか、徳島オフィスを想定しているか内訳の台数をご教示願います。	徳島オフィスに設置するネットワーク機器の導入台数に関わるため。	事業者が閲覧できる資料として『消費者庁舎レイアウト図』、『徳島オフィスレイアウト図』、『国会控室レイアウト図』を提供いたします。参考にしてください。
22	要件定義書 P65	23	個別システム	1	＜要件定義書記載事項＞ 第16章第1節2(2)個別システム 個別システム(アプリケーション)が原因と考えられる障害時の対応等についても協力すること。協力の範囲は、原則本調達機器側の調査とし、都度協議させていただき認識でよろしいでしょうか。	個別システム側の調査については、個別システム事業者にて実施するものとするため。	ご認識のとおりです。問題ありません。
23	要件定義書 P66 表3-21	項番1	稼働率	1	要件定義書P25の「表3-9可用性に係る目標値」では、機器構成により稼働率に段階が設けられておりますが、「表3-21システム管理業務で管理すべきサービスレベル項目」では99.90%に統一されております。機器構成により満たせるレベルに差は出るかと想定されるため、P25に記載の機器構成による稼働率を目標値とする認識でよろしいでしょうか。	表3-21記載のサービスレベルを達成するには、「機器別冗長化方針一覧」以上の過剰な冗長構成が必要となるため。	貴見のとおり、目標値の前提条件が不明確なため、以下のとおり修正を行います。 IDC1運用時 レベル1:99.9%、レベル2:99.0% IDC2運用時 レベル1:97.0%、レベル2:対象外 レベル1:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」冗長構成をとっているサービス レベル2:「別紙6 機能別冗長化方針一覧」シングル構成をとっているサービス
24	要件定義書 P67 表3-22	項番1	依頼申請対応時間	1	依頼申請対応時間が3開庁日以内とありますが、依頼内容によっては、3開庁日以内に完了が難しい場合があると想定されます。原則3開庁日以内とすることとするが、長期に渡って対応する必要がある等、3開庁日を超過する場合は都度協議させていただき認識でよろしいでしょうか。	システム修正変更等を伴う依頼等の場合、要件を満たすことが出来ない場合が想定され、方針・計画を報告した段階までを計測対象とするなど見直しが必要と考えるため。	運用支援業務は調達範囲外です。 なお長期に渡って対応する必要がある場合の対応については、ご認識のとおりです。
25	要件定義書 P68	4体制に係る要件(1)システム管理業務	4	＜要件定義書記載事項＞ システム管理業務全体を指揮監督するシステム管理業務責任者を定めること。専任要員とする必要はない。 システム管理業務に従事する要員として、システム管理業務執務場所内に常駐する3名以上の専任要員を選任すること。 上記記載が有りますが、ア)システム管理業務責任者がイ)システム管理業務従事要員(専任)を兼務することは可能かご教示願います。 【例】 責任者A:システム管理業務責任者(兼)業務従事者作業要員B:システム管理業務従事者作業要員C:システム管理業務従事者A～Cの3名体制 【補足】以下の仕様書の各記載内容も踏まえると上記想定となります。 認識に相違ないかご教示願います。 ・(仕様書14頁)2システム管理請負者は、システム管理業務に従事する専任作業要員として、作業責任者を含む1～6名を消費者庁へ常駐させること。 ・(仕様書16頁)3作業要員に求める資格等(1)システム管理業務に従事する作業要員は、ITIL Foundationの合格者またはこれらと同等の技術水準を満たす者を2名以上含めること。	要件の明確化のため。	貴見のとおり、仕様書と要件定義書の記載に齟齬があるため、以下を削除いたします。 要件定義書第3編第16章第1節4(1)イ 「システム管理業務に従事する要員として、システム管理業務執務場所内に常駐する3名以上の専任要員を選任すること。」 システム管理業務責任者とシステム管理業務従事要員(専任)を兼務することは可能です。	
26	要件定義書 P68	4体制に係る要件(1)システム管理業務	4	＜要件定義書記載事項＞ 才定期人事異動等により業務が集中する場合には、当庁との事前の協議により増員等必要な対応を行うこと。 上記記載内容について、事前協議の結果「増員」対応する場合の費用は別途契約もしくは本契約に含むこととするのか方針をご教示願います。また本契約に含む場合は過去の増員実績をご教示願います。	要件の明確化のため。	増員の費用は、本契約に含まれます。 現行システムの安定稼働後には、増員の実績はありません。	
27	要件定義書 P69	4体制に係る要件(1)システム管理業務	4	＜要件定義書記載事項＞ キ24時間365日体制で次期システムの運用及び稼働状況の監視を行うこと。また、当庁からの障害・設定変更に関する問合せを受け付ける窓口(電話及び電子メール)を用意すること。 上記について、データセンタ側に24時間365日の窓口(電話及び電子メール)を用意し監視機能で検知した障害、特にクリティカル障害は即時対応する想定です。この場合、担当者から貴庁職員様へ一報させて載りますが、この対応について貴庁のご認識に相違が無いかがご教示願います。	要件の明確化のため。	ご認識のとおりです。問題ありません。	
28	要件定義書 P73	9	報告対象	4	＜要件定義書記載事項＞第16章2(9)ウ報告対象 (ウ)週次作業報告書(イ)月次作業報告書 運用定例会議(月一回以上)の提出物に週次作業報告書と月次作業報告書の2種類が記載されておりますが、報告項目について明記がございませんでした。各々の報告内容についてご教示願います。	報告内容の差異に関する確認のため。	閲覧可能な資料として、現行システムの『週次作業報告書』、『月次作業報告書』を開示いたします。 これらを参考に、ご提案頂いた書式・内容を基に協議の上、決定します。
29	要件定義書 P74	6その他(1)機器施設・レイアウト変更業務	4	＜要件定義書記載事項＞ エ上記のレイアウト変更時の対応計画に従って、レイアウト変更に伴うケーブル敷設等の作業を行うこと。 オ機器の移設・設定変更計画に従って、レイアウト変更に伴う機器の移設・設定変更作業を行うこと。 上記、移設・設定変更について、見積を行うために直近1年の移設回数、台数、LANケーブル敷設本数、距離、LANケーブル流用/新規、床下配線有/無し等の情報をご教示願います。	要件の明確化のため。	LANケーブル取回しに影響が出るレイアウト変更は、#30の移動回数をご参照ください。 工事が必要となる大掛かりなレイアウト変更は、別途公示業者にLAN敷設と合わせて調達しております。 なお次期LANシステムでは無線LANとなるため、影響は更に小さくなります。 LANケーブル敷設に関しては、事業者が閲覧できる資料として『消費者庁舎レイアウト図』、『徳島オフィスレイアウト図』、『国会控室レイアウト図』を開示いたします。参考にしてください。	

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答																												
30	要件定義書 P74		6その他 (1)機器施設・レイアウト変更業務	4	<要件定義書記載事項> 力人事異動の行政端末等の配備に伴い、必要となる以下の設定支援を行うこと。 設定支援について、見積を行うために直近1年の回数、台数等の情報をご教示願います。	要件の明確化のため。	直近1年の人事異動の件数は以下ようになっております。人事異動の都度、程度の差はありますが何らかのPCの設定変更が発生しますので、人事異動回数＝設定変更台数とお考えください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>異動件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2016/11</td><td>18</td></tr> <tr><td>2016/12</td><td>7</td></tr> <tr><td>2017/01</td><td>13</td></tr> <tr><td>2017/02</td><td>8</td></tr> <tr><td>2017/03</td><td>37</td></tr> <tr><td>2017/04</td><td>299</td></tr> <tr><td>2017/05</td><td>22</td></tr> <tr><td>2017/06</td><td>37</td></tr> <tr><td>2017/07</td><td>117</td></tr> <tr><td>2017/08</td><td>39</td></tr> <tr><td>2017/09</td><td>25</td></tr> <tr><td>2017/10</td><td>37</td></tr> <tr><td></td><td>659</td></tr> </tbody> </table>	年月	異動件数	2016/11	18	2016/12	7	2017/01	13	2017/02	8	2017/03	37	2017/04	299	2017/05	22	2017/06	37	2017/07	117	2017/08	39	2017/09	25	2017/10	37		659
年月	異動件数																																		
2016/11	18																																		
2016/12	7																																		
2017/01	13																																		
2017/02	8																																		
2017/03	37																																		
2017/04	299																																		
2017/05	22																																		
2017/06	37																																		
2017/07	117																																		
2017/08	39																																		
2017/09	25																																		
2017/10	37																																		
	659																																		
31	要件定義書 P74		第17章保守に関する事項第1節基本方針	4	<要件定義書記載事項> 3障害対応等でハードディスク等の記録媒体を搬出することは原則として禁止する。やむを得ない事情がある場合は、セキュリティによる適切な処置を講じ、当庁の承認を得た上で実施すること。上記について予めセキュリティルールを定め貴庁へ書類提出、承認を得た上で保守作業を行うことを想定していますが、この対応で問題が無いかご教示願います。	要件の明確化のため。	ご認識のとおりです。																												
32	要件定義書別紙2	No.132	ディレクトリサーバ機能	4	<要件定義書記載事項> アクセス制御ポリシーを集中管理して、複数の認証プロキシやエージェントへ同時に適用できること。 要件は上記記載となっておりますが、「認証プロキシやエージェントからディレクトリサーバに対してLDAP認証し、アクセス制御できる機能」との認識でよろしいでしょうか。	汎用機器におけるユーザアクセス制御はLDAP認証にて実施するものと想定しているため。	ご提案の方式でも要件を満たしています。																												
33	要件定義書別紙2	No.223	ファイル送受信(オンラインストレージ)機能	1	<要件定義書記載事項>内部環境から外部環境へ転送するファイル及び外部環境から内部環境へ転送するファイルについて、リスト等から指定したもののみが転送できる仕組みを有すること。 要件は上記記載となっておりますが、「リスト等から指定したもののみ」とは「[参照]ボタンで端末内からファイルを指定したもののみ」との認識でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	ご提案の方式でも要件を満たしています。																												
34	要件定義書別紙2	No.396	ネットワーク接続監視・検疫機能	4	検疫機能については導入端末がシンクライアントのため不要であると考えますが、次期システムにおいても導入予定でしょうか。導入予定の場合はどのような条件を検疫対象とするかご教示願います。	要件の明確化のため。	検疫機能については、シンクライアントに対しても必要です。検疫機能の内容については、ご提案ください。																												
35	要件定義書別紙2	No.478	運用管理セルフチェック	4	<要件定義書記載事項> プロセス監視では検知できないOS異常やハード障害などの端末異常時に運用管理機能のマネージャが停止した場合、自分自身で異常として検知するセルフチェック機能を有すること。要件は上記記載となっておりますが、「マネージャ機能が停止した場合に、マネージャ自身で異常検知する機能を有すること」という認識でよろしいでしょうか。	要件の明確化のため。	ご提案の方式でも要件を満たしています。																												
36	14 68	12 24	調達仕様書本紙 要件定義書本紙	1	2システム管理 『請負者は、システム管理業務に従事する専任作業員として、作業責任者を含む1～6名を消費者庁へ常駐させること。』要件定義書に記載されている以下要件と内容に齟齬がございますが、どちらを正と考えればよろしいでしょうか。 4体制に係る要件(1)システム管理業務I『システム管理業務に従事する要員として、システム管理業務執務場所内に常駐する3名以上の専任要員を選任すること。』	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、仕様書と要件定義書の記載に齟齬があるため、以下を削除いたします。 要件定義書第3編第16章第1節4(1)イ 「システム管理業務に従事する要員として、システム管理業務執務場所内に常駐する3名以上の専任要員を選任すること。」																												
37	23	33	調達仕様書(案)	1	第8章第2節3(2) 「遂行業務者」とは、全体責任者との認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするためです。	ご認識のとおりです。 記載は「遂行責任者」の誤りですので、訂正致します。																												
38	25	—	要件定義書本紙	1	別紙6機能別冗長化方針一覧 11職員向けサービスDNS(内部)機能 12DHCP機能 20外部アクセスドメイン管理及びDNS機能 42運用管理時刻同期機能 上記の4機能は、いずれも以下の冗長化方針と理解してよろしいでしょうか。iDC1:◎(データセンタ内で冗長構成で構築) iDC2:○(データセンタ内でシングル構成で構築)	冗長化方針を正確に理解するとともに、要件定義書内で整合性をとるためです。 「別紙2機能一覧」におけるDHCP機能の要件(DNS/DHCP/NTPアプライアンスとしても利用可能なこと)より、DNS/DHCP/NTP機能は1つのアプライアンスで実現すると理解しているため、DNS/DHCP/NTP機能は同じ冗長化方針となる認識です。 また、DNS(内部)機能のサーバ構成要件である「仮想デスクトップ及びサーバが参照する、内部のプライマリとセカンダリのDNS機能を提供すること。」や、ドメイン管理及びDNS機能のサーバ構成要件である「外部公開用プライマリDNSサーバ及びセカンダリDNSサーバの機能を提供することで、単一の障害においてサービスを停止することのない構成とすること。」より、DNS機能を提供する機器は、冗長構成が必要になると理解しています。	貴見のとおり、冗長化方針の整合性がとれていないため、以下のとおり修正いたします。 別紙6 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>iDC1</th> <th>iDC2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12DHCP機能</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>20ドメイン管理及びDNS機能</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>42時刻同期機能</td> <td>◎</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		iDC1	iDC2	12DHCP機能	◎	○	20ドメイン管理及びDNS機能	◎	○	42時刻同期機能	◎	○																
	iDC1	iDC2																																	
12DHCP機能	◎	○																																	
20ドメイン管理及びDNS機能	◎	○																																	
42時刻同期機能	◎	○																																	
39	58	20	要件定義書本紙	1	第2節移行に係る前提条件2業務への影響 (1)『現行システムから次期システムへの移行においては利用者の業務に影響がないように、可能な限り現行システムを停止することなく行うこと。停止を行う作業が避けられない場合は、当庁に報告の上、平日夜間、休日等の勤務時間外を基本として作業調整を行うこと。なお、停止に伴う影響が国民等の当庁外に及ぶ公開WEBサーバについては、 停止時間を1分以内 とすること。』 公開WEBサーバのデータは、利用者によってデータの書き換えや登録が無いとの認識でよろしいでしょうか。 利用者によるデータの書き換えや登録が発生する場合、停止時間を1分以内にするのは難しいと考えています。	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、要件が実現困難なため、以下のとおり修正いたします。 『現行システムから次期システムへの移行においては利用者の業務に影響がないように、可能な限り現行システムを停止することなく行うこと。停止を行う作業が避けられない場合は、当庁に報告の上、平日夜間、休日等の勤務時間外を基本として作業調整を行うこと。なお、停止に伴う影響が国民等の当庁外に及ぶ公開WEBサーバについては、停止を告知するなど影響を最小限にすること。』																												
40	63	18	要件定義書本紙	1	第14章引継ぎに関する事項第2節システム管理業務引継ぎ 『請負者は、異なる請負者に対して、中長期運用・保守作業計画書、運用保守設計書、保守作業計画書等に基づき、システム管理業務に関する引継ぎを行うこと。引継ぎ完了後に保守引継実施報告書を作成し、当庁の承認を得ること。』『異なる請負者』とは何の請負者を示されているのでしょうか。	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下を削除いたします。 要件定義書第3編第14章第2節システム管理業務引継ぎ																												

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
41	70	32	要件定義書本紙	1	ク、ソフトウェア等のパフォーマンスの把握及びリソースの把握等を行うこと。』2基本業務(1)サーバ管理工「パフォーマンス管理機能を用いて、サーバ、ネットワーク「ソフトウェア等のパフォーマンスの把握及びリソースの把握等」とは、具体的にどのような機能を想定されているのでしょうか。	スコープを明確にするためです。	特に具体的な機能は定めておりません。ご提案願います。
42	3	183	要件定義書別紙2機能一覧	1	公開Webサーバ機能 『要件定義書別紙3情報・データ一覧』の『消費者庁ホームページ、消費者庁ホームページ(携帯)、消費生活安心ガイド、消費者庁意見等登録システム』の機能と同じものを示されているとの認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするためです。	一部古い情報の修正が漏れていました。以下のとおり修正いたします。 別紙3 #17 機能名称 消費者庁ホームページ 特定商取引法ガイド 消費者庁意見等登録システム 子供を事故から守る！プロジェクト 公開Webサーバ機能とは消費者庁が公開する情報を庁内及びインターネット経由で庁外に共有する基盤機能です。また『消費者庁ホームページ、特定商取引法ガイド、消費者庁意見等登録システム、子供を事故から守る！』は公開Webサーバで公開されるコンテンツです。
43	4	211	要件定義書別紙2機能一覧	1	ファイルサーバ(外部向け)機能サーバ 『ファイルサーバ(内部向け)機能と同等の機能を有すること。容量については適宜見積、見積根拠を提示すること。』との記載がありますが、『要件定義書別紙2機能一覧 No30検索』の要件は、含まれるのでしょうか。	要件を明確にするためです。全文検索の機能を付与する場合、構成が増え、管理の負荷が上がります。また、ファイルサーバ(外部向け)の機能としては、費用対効果が出ないと思われるためです。	『ファイルサーバ(内部向け)機能と同等の機能を有すること』なので含まれます。 ご意見を受け、以下のとおり修正いたします。 別紙2の「ファイルサーバ(外部向け)機能サーバ」の部分に「ファイルサーバ(内部向け)機能」の機能をコピーしました。
44	6	304	要件定義書別紙2機能一覧	1	メールアーカイブ機能 『消費者庁内と外部及び政府共通ネットワークとのメール送受信及びWEBアクセスの packets を保持すること。』WEBアクセスのHTTPSについて内容の復号化は必要でしょうか。	要件を明確にするためです。HTTPSの内容を確認する必要がある場合、復号化する仕組みも必要になります。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下のとおり修正いたします。 別紙2「情報セキュリティ対策」メールアーカイブ機能基本機能「パケット保持」(#304) 『消費者庁内と外部及び政府共通ネットワークとのメール送受信を保持すること。』
45	9	483	要件定義書別紙2機能一覧	1	運用管理機能 『複数の異なるイベントを関連付けて監視することで、発生したはずのイベントが発生しなかったことを異常として検知することが可能であること。』具体的などのようなイベント監視を想定されているのでしょうか。例えば、イベントAが発生後に、xx秒以内にイベントBが発生しなかった場合、異常として検知するという認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするためです。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下のとおり修正いたします。 『イベントどうしを関連付けることで新規イベントを生成する等、多様な障害の異常検知に活用できること。例えば複数の異なるイベントを関連付けて監視することで、発生したはずのイベントが発生しなかったことを異常として検知ができるようにすること』
46	仕様書 P3		第1章第6節作業スケジュール	1	作業スケジュール中平成28年度10月からの「要件定義」は「要件定義」と読み替えてよいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。仕様書を修正します。
47	仕様書 P6	15	第3章第1節(2)システム管理作業の実施	1	「第1編第10章附属文書第1節要件定義書」は「別紙1 要件定義書」と読み替えてよろしいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。以下のとおり修正いたします。 「第1編第10章附属文書第1節要件定義書」 ⇒「別冊 要件定義書」
48	仕様書 P7	10	第3章第1節(2)本システムの現況確認支援③	1	「ライセンス許諾条件に合致しない状況(中略)請負事業者が負担し対応すること」とありますが、「契約時のライセンス許諾条件に合致しない状況(中略)対応すること。」との理解でよろしいでしょうか。	現在の記述では、契約時には判断できないライセンス合致状況について請負者の負担は責任外と考えられるためです。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下のとおり修正いたします。 『請負者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上、消費者庁に報告し対応すること。』
49	仕様書 P7	13	第3章第1節(2)本システムの現況確認支援④	1	「サポート切れのソフトウェア製品の使用(中略)請負事業者が負担し対応すること」とありますが、「サポート切れのソフトウェア製品の使用(中略)対応すること。」との理解でよろしいでしょうか。	現在の記述では、契約時には判断できないライセンス合致状況について請負者の負担は責任外と考えられるためです。	貴見のとおり、要件が不明確なため、以下のとおり修正いたします。 『請負者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上、消費者庁に報告し対応すること。』
50	仕様書 P7	21	第3章第1節(7)引き継ぎ	1	「次期の本システム」は「本システムの更改」と読み替えてよいでしょうか。	誤字と思われるため	貴見のとおりです。仕様書を修正します。
51	仕様書 P9	18	第3章第2節1成果物(1)設計、開発、構築	1	要件定義書表3-18で示されているテスト種別のうち、成果物一覧に記載がないものがあります。要件定義書表3-18で示されているテストのうち、以下のものについては実施要否も含めて提案し、結果報告を納品するという理解でよいでしょうか。 ■成果物一覧に記載のないテスト ・説明書テスト ・ペネトレーションテスト ・運用テスト ・切り戻しテスト ・その他 以上	要件定義書表3-18で示されているテストは仕様書で指示された参考文献群でも実施を推奨されているテストですが、これらテストが適さない機能もあります。また、逆にシステム全体として行うべきであり機能ごとに行うべきではないテストもあります。 テストの要否は構成にも依存するため、内容は提案に従うとするのが適当と考えます。	貴見のとおり、必要なテスト以上に過剰なテストをする必要がないため 仕様書 第3章第2節(1)設計・開発・構築の納品物一覧の表に以下のテストについて追加しました。 ・説明書テスト ・ペネトレーションテスト ・運用テスト ・切り戻しテスト ・その他のテスト またテストの要否については要件定義書 第3編第12章第3節1の内容を、以下のよう修正しました。 『1 テスト計画書は、「第3編第12章第4節 テスト区分」において示す各テスト区分の目的を踏まえ、テスト全体を通じて次期システムの全機能を網羅的に確認できるように作成すること。ただし「第3編第12章第4節 テスト区分」の全ての区分のテストが必須ではない。作業内容、構成、環境などを踏まえテストの要否を勘案し、テスト計画書に反映すること。』
52	仕様書 P5	31	第3章第1節(7)システムの移行	1	要件定義書「第13章第1節移行方針4」に、以下4つの移行方法が示されています。 (1)職員がデータ移行を実施 (2)データのみを次期システムに移行 (3)仮想サーバイメージを次期システムに移行 (4)データを移行しない 左記項目の箇所には「保有・管理するデータの変換」及び「例外データ等の処理方法」とありますが、移行方法として示されている上記(1),(3)については対象外となる認識で問題ないでしょうか。 また、「別紙3情報・データ一覧」に上記(2)について示されている移行対象(グループウェア/ポータル/ファイルサーバ/eラーニング/大規模動画配信/メールマガジン配信)の移行においてデータ変換は想定されないのですが、その場合、データ変換・例外処理の対象外となる認識で問題ないでしょうか。	左記項目のような記載は、業務システム等のシステム移行の際に検討すべき内容であり、本件のようなネットワークシステムにおいてはデータ変換を行うケースが稀であり、データ変換が発生しない場合について確認させていただきたいためです。	要件定義書「第13章第1節移行方針4」については、 (1)職員がデータ移行を実施 (2)設定・データを次期システムに移行 (3)仮想サーバイメージを次期システムの仮想サーバに移行 (4)仮想サーバイメージを次期システムの物理サーバに移行 (Oracle DBサーバが対象) (5)データを移行しない。 に変更しました。 このうち、データ移行の対象となるのは(2)、(4)です。 こちらは仕様書にあるように『データを変換・移行した後は、移行後のデータだけでなく、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保』を行う必要があります。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
53	仕様書 P9	No.7, 8	(1)設計・開発・構築に係る成果物一覧	3	表中の下記の成果物は、本案件に係る基盤構築作業の実施計画及び結果の報告を記載する文書と理解していますが、具体的に記載が必要となる項目をお示しいただけないでしょうか。 ・開発・構築作業実施計画書 ・開発・構築作業実施結果報告書	当該ドキュメントに記載すべき内容を確定させるためです。	・開発・構築作業実施計画書：体制、スケジュール、会議体など ・開発・構築作業実施結果報告書：結果報告、課題などを記載すると認識しておりますが、具体的な内容についてはご提案頂いた内容を基に協議の上、決定します。
54	仕様書 P18	31	第6章第2節 情報セキュリティ管理	1	「情報セキュリティ管理計画書を提出すること」とありますが、納品物一覧には含まれていない。請負者が役務上使用する計画書であり、納品しないとの認識でよいでしょうか。	本項に示された管理計画書は請負者が作業遂行上実施すべき管理業務にまつわるものであり、本件業務にまつわる成果物とは異なりますので、納品物には該当しないと考えています。	貴見のとおり、仕様書の記載に齟齬があるため、以下のとおり修正いたします。 仕様書 第3章第2節1(1) 設計・開発・構築の納品物一覧の表に以下のテストについて追加しました。 ・情報セキュリティ管理計画書
55	仕様書 P18	23, 25	第6章第2節 2 その他文書、標準への準拠	1	「消費者庁が定めるプロジェクト計画書」および「消費者庁が定めるプロジェクト管理要領」について、これらに準拠しての業務実施を提案に含めるため、提案前の閲覧を希望しますが可能でしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	提案の幅を広げるために、以下の部分を削除いたします。 仕様書第6章第2節2 (1)本調達案件の業務遂行にあたっては、消費者庁が定めるプロジェクト計画書との整合を確保して行うこと。 (2)本調達案件の業務の管理にあたっては、消費者庁が定めるプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。
56	仕様書 P25	4	第9章第1節 7 前提条件および制約条件	4	「本仕様書に明記されていない事項が必要と認められる作業については、消費者庁と協議の上、請負者の責任において実施すること。」について、「本仕様書に明記されていない事項が必要と認められる作業については、消費者庁と協議の上、実施すること。」と理解していますが正しいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識とは異なります。 仕様書記載のとおりです。
57	仕様書 P25	23	第9章第1節 7 前提条件および制約条件	4	「本調達の遂行に必要と認められるものについては、消費者庁と請負者との協議・検討の上、請負者の負担と責任により実施するものとする。」について、「本調達の遂行に必要と認められるものについては、消費者庁と請負者との協議・検討するものとする。」と理解していますが正しいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識とは異なります。 仕様書記載のとおりです。
58	仕様書 P25	23	第9章第1節 7 前提条件および制約条件	4	「本調達の遂行に必要と認められるものについては、消費者庁と請負者との協議・検討の上、請負者の負担と責任により実施するものとする。」について、「本調達の遂行に必要と認められるものについては、消費者庁と請負者との協議・検討するものとする。」と理解していますが正しいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識とは異なります。 仕様書記載のとおりです。
59	仕様書 P28	15	第10章第5節 提案書などの審査	1	「総合評価基準書」について公示前に閲覧は可能でしょうか。	貴庁が考える重要度に応じて、適切なシステム提案を十分な検討時間を持って行わせて頂きます。	「総合評価基準書」は、官報掲載資料の一部となりますので、公示前は閲覧不可能です。
60	仕様書 P28	17	第10章第6節 その他事業者の提案に資す	1	「提案依頼書」について公示前に閲覧は可能でしょうか。	貴庁が考える重要度に応じて、適切なシステム提案を十分な検討時間を持って行わせて頂きます。	「提案依頼書」は、官報掲載資料の一部となりますので、公示前は閲覧不可能です。
61	要件定義書 P6	21	第1編第1章第5節 入出力情報項目及び取扱量	1	「2個別システム」は「2個別システム」と読み替えて宜しいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
62	要件定義書 P6	27	第2章第2節 消費者庁	1	「施策などが0実施される際」は「施策などが実施される際」と読み替えてよいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
63	要件定義書 P9	図1-1	次期システム全体概要図	1	自宅・出張先などからの接続がモバイル回線となっておりますが、P39 35行目第11章第2節4(1)VPN終端装置に「インターネット回線を經由」および別紙2#10で「インターネット経由」との表記があります。一般インターネット回線を使用した行政端末(シンクライアント)からのVDIアクセスが要件に含まれているとの理解でよいでしょうか。	図の正確な理解のため	ご認識のとおりです。 要件定義書 図1-1及び別紙4について、モバイル回線とインターネット回線のどちらも利用することが判る様に記載を修正いたします。
64	要件定義書 P23	表3-6	想定する処理件数	1	出張、自宅などからVDIを接続するテレワークの最大同時接続数について、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」で言及されている「世界最先端IT国家創造宣言改訂版」の「2020年に週1日以上終日在宅で勤務するテレワーカー数を全労働者の10%以上にする」との目標値から、接続数を全労働者660名の20%程度、150接続弱と想定していますが正しいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識とは異なります。 テレワークの最大同時接続数は80となっております。判りにくいので、表3-6に追記いたします。
65	要件定義書 P10	2	第1編第6章第2節 1	1	平成27年6月に改定された「消費者庁ネットワークシステム等運用継続計画」を開示願います。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	「消費者庁ネットワークシステム等運用継続計画」は内部資料のため開示できません。 「消費者庁ネットワークシステム等運用継続計画」は「消費者庁業務継続計画」のIT部分を詳細化したものですが、基本的な内容は「消費者庁業務継続計画」に記載しております。「消費者庁業務継続計画」を事業者が閲覧できる資料に追加いたしましたので、そちらをご参照願います。
66	要件定義書 P10	32	第1編第6章第2節 2(1)イ(ア) 切戻しに係る目標作業時間	1	目標作業時間が1日とありますが、データ同期に要する時間は含まれない認識で相違ないでしょうか。	切戻し作業は1日程度で可能となる可能性はありますが、回線を使用したデータ戻しは長時間を要するため、当該時間を対象外とする等の考慮が必要と考えるためです。	要件定義書の記載に誤りがありました。以下のとおり修正いたします。 要件定義書第1編第6章第2節2(1)イ(ア)切戻しに係る目標作業時間『切戻しを指示してから3日以内以内データセンター1への切戻しを完了すること』
67	要件定義書 P10	20	第1編第6章第2節 2(1)ア(ア) 目標復旧時間(RTO)	1	第9章第1節1(P28)にはRTOが3日との記載があります。左記項目のRTOの記載が誤りである認識で相違ないでしょうか。	要件定義書内でRTOが異なっており、確認したいためです。	要件定義書の記載に誤りがありました。以下のとおり修正いたします。 要件定義書第1編第9章第1節1『大規模災害等が発生し、データセンター1が利用できない場合、当庁がデータセンター2への切替えを指示してから1日以内に、業務継続に必要なすべての機能を利用できるように復旧させること。』
68	要件定義書 P10	25	第6章第2節 2(1)イ データセンター2からの切り戻し	1	「大規模災害などを想定した訓練時において、データセンター2への切り替えおよび切り戻しを行う想定である」と記述がありますが、年1回と想定してよろしいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識のとおり、1回/年程度を想定しております。
69	要件定義書 P11	32	第1編第7章 情報セキュリティ	1	機密性に係る以下3要件を除き、機密性・完全性・可用性についてシステム反映すべき要件はなく、ファイルのアクセス権設定やバックアップ運用で機密性・完全性・可用性は担保される認識で問題ないでしょうか。 ----- ・利用者がシステムを利用する場合は、主体認証を用いる等、他者からの利用を制限するような対策を講じていること。 ・インターネット経由でのアクセス等、不特定多数のアクセスが可能な場合には、2要素による認証を採用すること。 ・導入するネットワーク機器について、許可された者だけが設定情報にアクセスできるようになっていること。	ファイルのアクセス権設定とバックアップ運用で一定の機密性・完全性・可用性は確保できると考えますが、それ以上の何かを求められるのか確認させていただきたいためです。	ご認識のとおりです。
70	要件定義書 P21	13	第3編第2章第3節 1 共有システム	1	「共有システム」は「基盤システム」と読み替えてよろしいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
71	要件定義書 P21	14	第2編第2章第3節 開発方式及び開発	1	「請負者故意者」は「請負事業者」と読み替えてよいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
72	要件定義書 P26	18	表3-9 脚注	5	「表3-7: 可用性に係る目標値」は「表3-9: 可用性に係る目標値」と読み替えてよいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
73	要件定義書 P71	7	第3編第16章第2節2(1)オ(ウ)	1	「実施こと」との表記は「実施すること」と読み替えてよいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
74	要件定義書 P35	18	第3編第11章第2節2(1)イ	1	「運用状況を踏まえ」との記述がありますが、「運用状況を踏まえ」と読み替えてよろしいでしょうか。	誤字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
75	要件定義書 P35	21	第3編第11章第2節2(1)ウ	1	「サービス停止を伴わずに仮想環境の移行が可能なこと。」と記載がありますが、データ移行が必要な場合や切り替え時の瞬間などサービス停止は不可避です。本項は目標を示したものの、あるいは御休日や深夜などに移行を行い「実質的なサービス停止を伴わずに」移行するものと理解してよろしいでしょうか。	適切なシステム提案を行わせて頂きます。	貴見とおり、サービスを停止せずに移行は不可能なので、以下のとおり修正いたします。 要件定義書第3編第11章第2節2(1)ウ『実質的なサービス停止を伴わずに仮想環境の移行が可能なこと。』
76	要件定義書 P40	3	第3編第11章第2節4(1)1)ウ		「セキュリティを確保するために、L2TP/Ipsec、SSTP及びSSL-VPN等による暗号化通信機能を有すること。」とありますが、記載されている方式のうち、すべての機能を有しなくてもどれかを実現すれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	機能上は暗号化通信機能のどれかを使用できればよいのが一般的であり、すべての機能を有するのは過剰投資と考えられるためです。	貴見のとおり、全ての暗号化機能は必要がないため、以下のとおり修正を行います。 『セキュリティを確保するために、L2TP/IPsec、SSTP または SSL-VPN 等による複数の方式の暗号化通信機能を有すること』
77	要件定義書 P52		第3編第11章第4節1(2)表3-17ネットワーク回線		WAN副系回線について、徳島オフィスについて必要と理解していますが正しいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	貴見のとおりです。要件定義書 表3-17のWAN副系回線に徳島オフィスを追加しました。
78	要件定義書 P62	12	第3編第13章第4節移行要件	1	現行システムのログデータについて「また、必要に応じて検索・閲覧できる状態とすること。」と記載がありますが、この対象は『別紙3情報・データ対象一覧』に該当するログデータで移行しないと指定されているログデータについては該当しないとの理解で正しいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識のとおりです。
79	要件定義書 P80	10	第18章機器の撤去・破棄に関する事項		今回貸借期間は仕様書第5節において「契約日から平成34年12月31日」と規定されていますが、撤去・破棄に関しては貸借期間終了後2か月程度の工期で実施するものと考えてよろしいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	工期2ヶ月が妥当かどうかは当庁では判断できませんが、契約期間終了後すみやかに撤去・破棄していただく想定です。
80	別紙2	438,439	情報セキュリティ対策>行政端末管理機能>構成管理	1	「行政端末管理機能」を「行政端末管理機能」と理解してよろしいでしょうか。	ネットワーク機器の監視が行政端末管理機能配下の構成管理機能に存在していますので、脱字と思われるため。	貴見のとおりです。要件定義書を修正いたします。
81	別紙2	196	URLコンテンツリダイレクト	1	「URLをクリックした」との記述は「職員がメール内のURLリンクをクリックした場合、およびインターネットブラウザでURLを打ち込んだ際」との理解でよろしいでしょうか。	現在市場にある製品ではこの動作しかできないため、これ以上の仕様である場合には実現性の検討が必要となるためです。	ご認識のとおりです。
82	別紙2	396	情報セキュリティ対策ネットワーク接続監視・検疫機能	1	当要件について、以下のような理解でよろしいでしょうか。 行政端末(ファットクライアント)及び出退表示端末が次期システムに接続する際にセキュリティに関する検査を行い、不合格の場合はネットワーク機器と連携して検疫を行う機能を提供する。 行政端末(シンクライアント)については、 端末の再起動により、端末起動後の変更内容が破棄され起動時の状態に戻る機能を有する。	要件定義書「第3編第11章第2節5.(1).A行政端末(シンクライアント)」に「(ア)組込システム用OS(Windows10IoT,WindowsEmbeddedStandard7,AtrustrOSなど)がインストールされていること。」とあります。これらのOSは検疫システムに対応していないのが一般的であり、実現性を担保するためです。	ご提案の方式でも要件を満たしています。
83	別紙5	26	施設・設備要件一覧	1	「2系統以上の通信キャリアを引き込み、冗長性を確保していること。」とありますが、要件定義書52ページ表3-17ネットワーク回線一覧のインターネット接続回線(副回線系)でデータセンタ2の指定がなく、シングル構成となりますのでデータセンタ2は対象外との理解でよろしいでしょうか。	導入コストに影響があるためです。	ご認識のとおりです。
84	別紙7	31	業務継続対象機能一覧	1	メールマガジン配信機能について業務継続性対象となっておりますが、準備する設備規模検討のために、大規模災害時の配信内容、配信頻度は通常時と同等と考えてよろしいでしょうか。	適切なサイジングによるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識のとおりです。
85	別紙7	30	業務継続対象機能一覧	1	大規模動画配信機能について業務継続性対象となっておりますが、準備する設備規模検討のために大規模災害時の配信内容、配信頻度、閲覧数の想定は通常時と同等と考えてよろしいでしょうか。	適切なサイジングによるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識のとおりです。
86				1	現在稼働している個別システムに「予算管理DBシステム」がありますが、今回各種文書群での取り扱いが無いように思われますが、移行しないとの理解でよろしいでしょうか。	適切な工数によるシステム提案を行わせて頂きます。	ご認識のとおりです。個別システムの一覧にないものは移行対象外です。
87	その他	-	-	1	端末及び周辺機器の予備機を準備することを想定しておりますが、貴庁内(常駐場所)に保管させていただくことは可能でしょうか。	保管場所の要否についての確認のため。	予備機の台数にもよりますが、保管場所は準備いたします。
88	その他	-	-	1	本調達で徳島オフィスへ設置する機器の予備機を準備することを想定しておりますが、現地に保管させていただくことは可能でしょうか。 また、簡易な入替対応において入替後の機器を貴庁本庁舎へ送付頂く事が可能でしょうか。	保管場所の確認及び機器入替の輸送手段についての確認のため。	予備機の台数にもよりますが、保管場所は準備いたします。入替後の機器を本庁舎に送付送付することは可能です。

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。
[1. 調達仕様書に対する質問等。 2. 提案依頼書に対する質問等。 3. その他]